

令和3年6月21日

「まん延防止等重点措置」への移行を踏まえた渉外訪問活動について

当金庫では、令和3年5月16日に発出された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い、営業担当者による渉外訪問活動を自粛させていただきましたが、6月20日に「まん延防止等重点措置」へ移行されたことを受け、お客様の安全に十分配慮したうえで、営業担当者の渉外訪問活動を以下のとおり行います。

記

1. 渉外訪問活動について

- ① マスクを着用し、訪問させていただきます。
- ② 訪問させていただく必要がある場合には、電話等によりあらかじめご了承をいただいたうえで訪問いたします。
- ③ 資金繰り支援等の相談業務については、引続き、迅速かつ丁寧な対応に努めてまいりますので、ご遠慮なくお申し出下さい。

以上